

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	治山事業（予防治山事業）					
地区名	ちたぐんみなみちたちょうおおあざとよおかあざむかいど 知多郡南知多町大字豊丘字向海戸					
事業箇所	ちたぐんみなみちたちょうおおあざとよおかあざむかいど 知多郡南知多町大字豊丘字向海戸 地内					
事業のあらまし	当該地区では山腹崩壊地の拡大崩壊による土砂の流出が多くみられ、山地災害の危険性が高い。そのため、地元からの要望と荒廃状況を勘案して法枠工を実施した。					
事業目標	【達成（主要）目標】 法枠工（簡易法枠）を設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。 【副次目標】 —					
事業費	事業費		内訳			
	0.6億円	■工事費	0.6億円、□用補費	億円、□その他	億円	
事業期間	採択年度	2013年度	着工年度	2014年度	完成年度	2016年度
事業内容	法枠工（簡易法枠）3,224.7㎡					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 治山施設が整備されたことにより、荒廃山腹斜面が適切に保全され、山地災害の未然防止が図られている。 【達成状況に対する評価】 事業目標を達成しており適切である。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 — 【達成状況に対する評価】 —				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標は達成されており、今後の事後評価の必要性は無い。					
改善措置の必要性	事業目標は達成されており、今後の改善措置の必要性は無い。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画・工法で施工しており、重大な問題も発生していないため、同種事業に反映すべき事項はない。					